東京医科歯科大学病院ベッドコントロールセンター規則

（令和２年１０月２日
規則第１０２号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院ベッドコントロールセンター（以下「ベッドコントロールセンター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　ベッドコントロールセンターは、病院長の管理の下に、ベッドコントロールを一元中央管理化することで、患者には適切なタイミングで症度に応じた適切な病床で診療を提供し、医療者には医療の安全を十分確保できる状況を提供するとともに、効率的なベッド運用を行い、本院全体のパフォーマンスの向上を図ることを目的とする。

（業務）

第３条　ベッドコントロールセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 本院内の転床調整を含む本院全体の病床運用の一元管理に関すること。

(2) 他の病院等への転院又は退院の調整に関すること。

（職員及び職務）

第４条　ベッドコントロールセンターに、次の職員を置くことができる。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 教員

(4) 医療技術職員

(5) その他必要な職員

２　センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　センター長は、病院長の命を受け、ベッドコントロールセンターの管理運営に当たる。

４　副センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副センター長は、センター長の職務を補佐する。

６　第１項第３号から第５号の職員は、センター長及び副センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第５条　センター長及び副センター長の選考は病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター　長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

７　前条第１項に掲げる職員のうち、センター長又は副センター長に医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）　を適用するものとする。

第６条　ベッドコントロールセンターの運営等について、必要がある場合には、本院に置く病院運営会議において審議する。

２　この規則に定めるもののほか、ベッドコントロールセンターの業務の実施に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

（その他）

第７条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則（令和２年１０月２日規則第１０２号）

この規則は、令和２年１０月２日から施行し、令和２年７月１５日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から適用する。